



令和8年4月1日から

自転車 違反に 反則金!

16歳以上の人が
取締りの対象!



- 自転車の交通違反にも**交通反則通告制度(反則金制度)**が適用!
- 規定の違反行為(反則行為)に対し、**交通反則切符(青切符)**による取締り!



◆交通反則通告制度(反則金制度)とは…

比較的軽微な交通違反に交通反則切符(青切符)を交付し、違反者が反則金を納付すれば刑事罰を科さない制度です。法改正により、自転車をはじめとする軽車両の違反にも適用されることとなりました。

交通ルールを守って、安全通行に努めましょう!

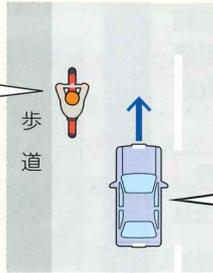
一般社団法人福井県交通安全協会
福井県交通安全活動推進センター

自転車追抜き時の安全を確保するための規定が新設!

★自動車等(自動車、一般原動機付自転車)が自転車等(自転車、特定小型原動機付自転車など)を追抜く際に十分な間隔がない場合…

●自転車等は…できる限り道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

- 罰則 5万円以下の罰金
- 反則金 5,000円
(被側方通過車義務違反)



●自動車等は…間隔に応じた安全な速度で進行しなければなりません。

- 罰則 3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金
- 違反点 2点
- 反則金 大型・中型・準中型9,000円
普通7,000円 二輪6,000円
小特・一般原付5,000円

自転車の主な反則行為と反則金の額

反則行為	反則金の額
携帯電話使用等(保持)	12,000円
遮断踏切立入り	7,000円
信号無視(赤色等)	6,000円
通行区分違反	
踏切不停止等	
交差点安全進行義務違反	
横断歩行者等妨害等	
安全運転義務違反	5,000円
信号無視(点滅)	
通行禁止違反	
歩行者等側方安全通過義務違反	
急ブレーキ禁止違反	

反則行為	反則金の額
指定場所一時不停止等	5,000円
幼児等通行妨害	
被側方通過車義務違反	
通行帯違反	
道路外出右左折合凶車妨害	
進路変更禁止違反	
乗合自動車発進妨害	
割込み等	
交差点右左折合凶車妨害	
交差点等進入禁止違反	
無灯火	
軽車両整備不良	

反則行為	反則金の額
自転車制動装置不良	5,000円
泥はね運転	
公安委員会遵守事項違反	
歩道徐行等義務違反	3,000円
路側帯進行方法違反	
並進禁止違反	
道路外出右左折方法違反	
交差点右左折方法違反	
軽車両乗車積載制限違反	
自転車道通行義務違反	
警音器使用制限違反	

歩道通行のルールを再確認しましょう!

①「歩道通行可」の標識・標示がある場合や、車道通行が危険な場合などは、歩道を通行できる

★自転車は車道通行が原則ですが、以下の場合は歩道を通行することができます。

- ①「歩道通行可」を示す標識や道路標示がある場合
- ②13歳未満の子どもや70歳以上の人、体の不自由な人が運転する場合
- ③車道で道路工事をしている、車道の幅が狭く車が多いなど、車道通行が危険な場合



「歩道通行可」を示す標識(左)と道路標示(右)

②歩道では車道寄りを徐行し、歩行者を優先

★歩道では、以下のことを守らなければなりません。

- ①歩道の中央から車道寄りの部分を通行する。
- ②自転車が通行するべき部分が道路標示で示されているときは、その部分(通行指定部分)を通行する。
- ③すぐに止まれるような速度で進行(徐行)し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならなくなったりするときは一時停止する。

